

確認申請・検査手数料（徳島県県土整備関係手数料条例）

1枚目/2枚中

1. 建築物の確認申請・検査手数料

A. 基本手数料

【申請面積は敷地単位】

申請面積	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査あり	中間検査なし
30㎡以下	7,000円	14,000円	14,000円	14,000円
30㎡超 100㎡以下	12,000円	20,000円	17,000円	18,000円
100㎡超 200㎡以下	21,000円	30,000円	28,000円	29,000円
200㎡超 300㎡以下	31,000円	32,000円	35,000円	37,000円
300㎡超 1,000㎡以下	66,000円	37,000円	43,000円	46,000円
1,000㎡超 2,000㎡以下	119,000円	46,000円	57,000円	61,000円
2,000㎡超 10,000㎡以下	221,000円	94,000円	110,000円	119,000円
10,000㎡超 50,000㎡以下	333,000円	147,000円	194,000円	203,000円
50,000㎡超	580,000円	303,000円	426,000円	436,000円

B. 加算手数料：要確認特定建築行為（省エネ）に関するもの

① 確認申請手数料への加算：省エネ基準適合を「仕様基準」で確認する場合※

【対象面積は敷地単位】

（一戸建ての住宅）

仕様基準審査 対象面積	加算手数料
200㎡以下	7,000円
200㎡超	8,000円

※ 設計住宅性能評価、長期優良住宅認定若しくは長期使用構造等確認又は省エネ適判を受けた場合は加算しない。
敷地内に複数棟ある場合等で、一部が上記に該当する場合は、当該部分の床面積を除いた床面積により算定する。

（共同住宅、長屋、兼用住宅 等）

仕様基準審査 対象面積	加算手数料
300㎡以下	17,000円
300㎡超 2,000㎡以下	28,000円
2,000㎡超 5,000㎡以下	44,000円
5,000㎡超	61,000円

② 完了検査手数料への加算：要確認特定建築行為（省エネ）が完了した場合※

【対象面積は敷地単位】

省エネ検査 対象面積	加算手数料	(参考)基本手数料+加算手数料	
		中間検査あり	中間検査なし
30㎡以下	3,000円	17,000円	17,000円
30㎡超 100㎡以下	4,000円	21,000円	22,000円
100㎡超 200㎡以下	6,000円	34,000円	35,000円
200㎡超 300㎡以下	6,000円	41,000円	43,000円
300㎡超 1,000㎡以下	10,000円	53,000円	56,000円
1,000㎡超 2,000㎡以下	17,000円	74,000円	78,000円
2,000㎡超 10,000㎡以下	68,000円	178,000円	187,000円
10,000㎡超 50,000㎡以下	115,000円	309,000円	318,000円
50,000㎡超	248,000円	674,000円	684,000円

※ 用途が住宅で建設住宅性能評価の検査報告書を添付する場合又は工場モデル用途の場合は加算しない。
敷地内に複数棟ある場合等で、一部が上記に該当する場合は、当該部分の床面積を除いた床面積により算定する。

確認申請・検査手数料（徳島県県土整備関係手数料条例）

2枚目/2枚中

1. 建築物の確認申請・検査手数料

C. 加算手数料：ルート2構造計算審査に関するもの

確認申請手数料への加算：法第6条の3第1項ただし書の規定による
ルート2構造計算審査を行う場合

【対象面積は棟・独立部分単位※】

構造計算審査 対象面積	加算手数料
1,000㎡以下	137,000円
1,000㎡超 2,000㎡以下	183,000円
2,000㎡超 10,000㎡以下	208,000円
10,000㎡超 50,000㎡以下	277,000円
50,000㎡超	508,000円

※ 敷地内に、複数のルート2構造計算審査に係る建築物（法第20条第2項の規定により建築物の部分が独立した建築物とみなされる場合にあっては当該建築物の部分）がある場合は、それぞれの建築物につき算定した額の合計額を加算する。

【備考】

- 計画変更に係る確認申請は、変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）を申請(対象)面積として算定（B. 又はC. による加算は、当該審査に係る変更（軽微変更除く）がある場合に限り加算）
- 移転、大規模の修繕・模様替 又は 用途変更に係る確認申請は、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1を申請(対象)面積として手数料を算定（これらの計画変更に係る確認申請も同様）
- 移転 又は 大規模の修繕・模様替に係る完了検査（中間検査なし）は、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1を申請面積として手数料を算定

2. 建築設備、工作物の確認申請・検査手数料

建築設備等の種類	確認申請	変更確認申請	完了検査
昇降機（小荷物専用昇降機を除く）・ 昇降機以外の建築設備	14,000円	8,000円	17,000円
小荷物専用昇降機	7,000円	5,000円	11,000円
工作物	11,000円	6,000円	12,000円

<補 足>

- 建築基準法に基づく許可や認定に係る手数料、証明書の交付に係る手数料については、今回の手数料条例改正に伴う改定はございません。

許可等の手続（代表的なもの）	手数料（改定なし）
法第7条の6第1項第一号又は第二号 認定（仮使用認定）	120,000円
法第43条第2項第一号 認定（敷地等と道路との関係）	27,000円
法第43条第2項第二号 許可（敷地等と道路との関係）	33,000円
法第56条の2第1項ただし書 許可（日影による建築物の高さの制限）	160,000円
法第85条第6項 許可（仮設興行場等に対する制限の緩和）	120,000円
建築基準法の規定による処分に関する証明書の交付	410円

- 詳細は、「徳島県県土整備関係手数料条例（平成12年徳島県条例第47号）」をご覧ください。